

●香川県病院局告示第1号

平成19年香川県病院局告示第1号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、この告示の施行の日以後に香川県立中央病院駐車場の使用を開始した者について適用し、同日前に使用を開始した者については、なお従前の例による。

平成28年3月31日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条、第2条関係）			別表第1（第1条、第2条関係）		
1 略			1 略		
2 手数料			2 手数料		
(1) 略			(1) 略		
(2) 健康診断料			(2) 健康診断料		
ア 略			ア 略		
イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定による <u>幼保連携型認定こども園の園児</u> の健康診断料は、前号に定める額の半額とする。			イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校の幼児、児童、生徒又は学生の健康診断料は、前号に定める額の半額とする。		
ウ・エ 略			ウ・エ 略		
(3)・(4) 略			(3)・(4) 略		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
区 分	単 位	1台当たりの金額	区 分	単 位	1台当たりの金額
1 外来診療（健康診断を含む。）を受ける場合	<u>5時間を超える</u> <u>30分までごと</u>	<u>100円</u>	外来診療（健康診断を含む。以下同じ。）を受ける場合	<u>5時間を超える</u> <u>30分までごと</u>	<u>100円</u>
2 入院初日又は退院日に付添いのために来訪する場合（次項に掲げる場合を除く。）	<u>5時間を超える</u> <u>30分までごと</u>	<u>100円</u>	入院初日若しくは退院日に付添いのため又は手術等について説明を受けるために来訪する場合	<u>5時間を超える</u> <u>30分までごと</u>	<u>100円</u>
3 付添いのために来訪する場合であって院長が特に認める場合	<u>24時間までごと</u>	<u>100円</u>			

4 <u>手術等について説明を受けるために来訪する場合</u>	<u>5時間を超える30分までごと</u>	<u>100円</u>
5 <u>見舞い等のために来訪する場合</u>	<u>30分を超える30分までごと</u>	<u>100円</u>

備考

1 1の項、2の項及び4の項に掲げる場合における5時間以内の使用並びに3の項及び5の項に掲げる場合における30分以内の使用に係る使用料については、免除する。

2 略

<u>見舞い等のために来訪する場合</u>	<u>30分を超える30分までごと</u>	<u>100円</u>

備考

1 外来診療を受ける場合及び入院初日若しくは退院日に付添いのため又は手術等について説明を受けるために来訪する場合における5時間以内の使用並びに見舞い等のために来訪する場合における30分以内の使用に係る使用料については、免除する。

2 1台につき1回の使用に係る使用料の額は、当該使用の開始の時から24時間までごとにつき1,000円を上限とする。